

定期報告の対象となる指定建築設備

神戸市の特殊建築物等定期報告の対象となる建築物【表の用途に供する建築物でその用途に供する部分が表の規模又は階に該当するもの(※)】に設ける建築設備のうち次のもの（共同住宅の住戸の部分に設けるものを除く）

換気設備	①無窓居室、②下表のA-1又はA-2の建築物の居室、③火気使用室の機械換気設備に、煙感知器連動型防火ダンパー（SFD、SD）を設けた建築物の機械換気設備
排煙設備	排煙機又は送風機を設けた機械排煙設備
非常用の照明装置	予備電源別置型（予備電源が内蔵蓄電池のみでないもの）の非常用の照明装置

用 途		規模・階数 左の用途に供する部分の床面積が、下記のいずれかに該当するもの。 ※該当する用途部分の床面積が200㎡以下のもの、又は避難階のみにあるものは対象外（避難階とは直接地上へ通じる出入口のある階をいう。）
A-1	劇場、映画館、演芸場	① 地階の部分で100㎡を超えるもの
A-2	観覧場（屋外にあるものを除く。）、公会堂、集会場（100㎡を超える集会室があるものに限る。）	② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 客席が200㎡以上のもの ④ 主階が1階にないもの（劇場・映画館又は演芸場に限る。）※1
A-3	体育館（学校に附属するものを除く。）、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	① 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ② 建物全体で2,000㎡以上のもの
A-4	学校、体育館（学校に附属するものに限る。）	① 地階の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2,000㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2,000㎡を超えるもの
A-5	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、展示場	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 建物全体で3000㎡以上のもの ④ 2階の部分で500㎡以上のもの
B-1	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等※2 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。）	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 2階の部分で300㎡以上のもの
B-2	ホテル、旅館	
B-3	事務所 その他これに類するもの	建物全体で1,000㎡を超え、かつ、その用途に供する部分の「地上階数+地下階数」が5以上であるもの
C-2	公衆浴場	① 地階の部分で100㎡を超えるもの
C-3	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店	② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 建物全体で3,000㎡以上のもの ④ 2階の部分で500㎡以上のもの
	共同住宅※3	① 地階の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で500㎡を超えるもの（ただし地階に住戸または住戸からの避難経路があるものに限る） ② 6階以上の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で500㎡を超えるもの

※1 「主階」とは、客席のある階をいいます。  
 ※2 「児童福祉施設等」とは児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）で、そのうち要援護者の収容施設があるものを対象とします。  
 ※3 サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームを除きます。

## 定期報告の対象となる防火設備

表の用途に供する建築物でその用途に供する部分が表の規模又は階に該当するものに設ける防火設備（外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。）

用 途		規 模 又 は 階 ※該当する用途部分の床面積が200㎡以下のもは対象外
A-1	劇場、映画館、演芸場	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当する建築物※1 ① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 客席部分が200㎡以上のもの 又は、左の用途に供する建築物※1で、主階が1階にないもの
A-2	観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂、集会場	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当する建築物※1 ① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 客席部分が200㎡以上のもの
B-1	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る）、寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る）、就寝用途の児童福祉施設等 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む）その他これに類するもの※2 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、 ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る）の用に供する施設※3	左の用途に供する部分の床面積が、次の①から③のいずれかに該当する建築物※1 ① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 2階の部分で300㎡以上のもの※4 又は、左の用途に供する部分の床面積が、次の④に該当する建築物 ④ 建物全体で200㎡を超えるもの （注：④については※1の建築物に限られない。）
B-2	旅館、ホテル	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当する建築物※1 ① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 2階の部分で300㎡以上のもの
A-3 ※5	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当する建築物※1 ① 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ② 建物全体で2,000㎡以上のもの
A-5 C-3	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く）	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当する建築物※1 ① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 2階の部分で500㎡以上のもの ④ 建物全体で3,000㎡以上のもの

※1 避難階のみにあるものは対象外。（避難階とは直接地上へ通じる出入口のある階をいう。）

※2 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。

※3 障害福祉サービス事業の用に供する施設は、利用者の就寝の用に供するものに限る。

※4 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。

※5 学校に附属するものを除く。